

電球類の対象範囲の見直し及び今後の検討について（案）

1．電球類の対象範囲の見直しについて

照明に関する現行の基準においては、蛍光灯ランプを主光源とする照明器具（以下「蛍光灯器具」という。）を対象としており、第1回照明器具等判断基準小委員会（平成19年6月12日）において、白熱電球、電球形蛍光灯ランプ、HIDランプの電球類を加えることとし、検討を行ってきたところであるが、昨今の電球類に関する取組の変化や製品の現状を踏まえて、以下のとおり電球類の対象範囲を見直すこととする。

（1）白熱電球

白熱電球については、現在、家庭等で使用される一般的な白熱電球の生産・出荷に関し、2012年を目途に、原則として電球形蛍光灯ランプなど省エネ性能の優れた製品への切替えの実現を目指した取組が行われており、今後、白熱電球の出荷は大きく減少する見込みであることから、対象範囲から除くこととする。

なお、平成20年5月には、電球メーカー、販売事業者、消費者団体等が参加する「省エネあかりフォーラム」が設立され、電球形蛍光灯ランプ等の普及に向けた取組が行われている。今年度に入ってから、白熱電球の出荷は前年度に比べて2割減少する一方、電球形蛍光灯ランプの出荷は前年に比べて5割増加している。

（2）電球形蛍光灯ランプ

日本工業規格C 7651「一般照明用電球形蛍光灯ランプ」において規定される電球形蛍光灯ランプのほか、口金の直径が17ミリメートルのものも対象とする。ただし、レフ形（反射形）や調光用、カラーランプ、ブラックライト、鶏舎用のものについては、用途が特殊であり、出荷台数も少ないことから除くこととする。

（3）HIDランプ

HIDランプについては、近年、高圧水銀ランプに比べて、メタルハライドランプや高圧ナトリウムランプ等の効率の優れた製品の普及が進んでおり、このような切り替えの進捗も踏まえつつ、将来的にはメタルハライドランプや高圧ナトリウムランプ等に関する基準を定めることが、照明に係る省エネルギー化にとっても有効と考えられるものの、現時点においては以下の問題がある。

- ・ メタルハライドランプ、特に今後の増加が見込まれるセラミックメタルハライドランプは、現状、照明の設計者の要望や使用する用途により、光束、演色性などの特性面で多種多様の製品が生産・出荷されており、製品の種類ごとでは生産数量も極めて少量のものが多く、発展途上の段階でもあり、体系的かつ包括的な

区分を設けることが現時点では困難である。なお、セラミックハライドランプは日本工業規格において規格が制定されておらず、2011年を目途に関係者によってその規格化が取り組まれているところである。

- ・ 高圧ナトリウムランプは、平均演色評価数 Ra が 25 と低く、おもに道路・街路照明のような特殊な用途に適したランプであり、一般照明用途の水銀ランプの代替はメタルハライドランプが普及する見込みである（別紙参照）。

以上から、HIDランプについては、メタルハライドランプ（特にセラミックメタルハライドランプ）の性能の標準化が進展し、また日本工業規格が整備された時点で再度トップランナー基準の策定を検討することが適切と考え、今回は対象範囲から除くこととする。

2. 電球形蛍光ランプの今後の検討について

電球形蛍光ランプの判断の基準等の設定については、今後区分及び目標基準等について早急に検討することとし、以下のスケジュールで審議を行う。

- | | |
|----------|---------------------------|
| ○平成21年2月 | 第5回を開催（目標基準値、区分、目標年度について） |
| ○平成21年3月 | 第6回を開催（中間取りまとめについて） |
| 平成21年3月 | パブリックコメントの募集 |
| ○平成21年5月 | 省エネルギー基準部会（最終取りまとめについて） |

H I Dランプ種目別国内向出荷数量構成比

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

